

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 20 年 8 月 12 日 (火) 第 8 0 1 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務の委託 (562) (総務課) 2 鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正 (563) (指導管理課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (564) (福祉保健課) 3 生活保護法による薬局の廃止の届出 (565) (〃) 3 特定計量器の定期検査の実施 (566) (くらしの安心推進課) 3 種畜証明書の書換交付 (567) (畜産課) 4 土地改良区の定款の変更の認可 (568) (耕地課) 4 開発行為に関する工事の完了 (569) (東部総合事務所生活環境局) 4 土地改良区の役員の退任 (570) (八頭総合事務所農林局) 4 土地改良区の役員の就退任 (571) (中部総合事務所農林局) 5 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (572) (西部総合事務所県民局) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 6 土地収用法による審理の開始 (県土総務課) 8

告 示

鳥取県告示第562号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県史ブックレットの物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
社会福祉法人ふれあい福祉協会
- 2 委託期間
平成20年7月24日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第563号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成20年8月12日から施行する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																					
4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）		4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">株式会社ゆうちょ銀行</td> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>個人事業税及び自動車税</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 事 務	株式会社ゆうちょ銀行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>個人事業税及び自動車税</td> </tr> </table>	1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務	2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)	3	払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務	4	個人事業税及び自動車税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">株式会社ゆうちょ銀行</td> <td style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	取 扱 事 務	株式会社ゆうちょ銀行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務</td> </tr> </table>	1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務	2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)	3	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務
名 称	取 扱 事 務																						
株式会社ゆうちょ銀行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>個人事業税及び自動車税</td> </tr> </table>	1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務	2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)	3	払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務	4	個人事業税及び自動車税														
1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務																						
2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)																						
3	払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務																						
4	個人事業税及び自動車税																						
名 称	取 扱 事 務																						
株式会社ゆうちょ銀行	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td>県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務</td> </tr> </table>	1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務	2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)	3	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務																
1	県税以外の歳入金(中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。)の窓口収納に係る事務																						
2	県税の窓口収納に係る事務(中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。)																						
3	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納に係る口座振替の事務																						

並びに県営住宅の家賃の収
納に係る口座振替の事務

鳥取県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
すずらん薬局	米子市昭和町71-4	平成20年7月1日

鳥取県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
すずらん薬局	米子市昭和町71-4	平成20年6月30日

鳥取県告示第566号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡 岩美町	平成20年9月18日(木)	午前10時から 午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	平成20年9月26日(金)	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成20年10月1日(水)から同月31日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第567号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	変更事由	変 更 後	変 更 前
平20鳥取県1第59号	種畜の名前の変更	琴福鶴	糸福鶴
平20鳥取県1第63号	〃	福乃郷	福福桜
平20鳥取県1第64号	〃	姫乃鶴	姫桜

鳥取県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成20年8月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第569号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成20年5月2日 鳥取県指令第200800005389号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
岩美郡岩美町大字浦富字東出逢地内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県加古川市野口町野口160-6
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之

鳥取県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 三 木 善 市 鳥取市河原町三谷140

平成20年7月21日退任

鳥取県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年8月12日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事	藤 井 貞 美	倉吉市志津720-1
理事	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
理事	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623-1
理事	田 中 秀 人	倉吉市上古川639-2
理事	上 田 芳 信	倉吉市小鴨1350-59
理事	森 本 岩 松	倉吉市小鴨1248
理事	横 山 博	倉吉市三江431-1
理事	山 脇 優	倉吉市三江168
理事	大 谷 忠 正	倉吉市関金町堀3262-5
理事	日 野 博 明	倉吉市関金町泰久寺609
理事	福 光 達 実	倉吉市関金町松河原1147
理事	鳥 飼 栄	倉吉市関金町大鳥居5
理事	山 崎 重 三	倉吉市関金町安歩843-9
監事	馬 西 明 徳	倉吉市鴨河内1105-2
監事	日 野 貴 友	倉吉市関金町泰久寺692
監事	山 本 正 直	倉吉市北野642

平成20年7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	藤 井 貞 美	倉吉市志津720-1
理事	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
理事	衣 笠 義 人	倉吉市鴨河内2623-1
理事	田 中 秀 人	倉吉市上古川639-2
理事	野 儀 知 幸	倉吉市福山270
理事	西 浦 成 路	倉吉市小鴨1332-1
理事	福 田 敏 光	倉吉市小鴨1324-18
理事	山 脇 優	倉吉市三江168
理事	大 谷 忠 正	倉吉市関金町堀3262-5
理事	日 野 博 明	倉吉市関金町泰久寺609
理事	福 光 達 実	倉吉市関金町松河原1147
理事	荒 金 好 明	倉吉市関金町大鳥居1076-2
理事	山 崎 重 三	倉吉市関金町安歩843-9

監 事 日 野 貴 友 倉吉市関金町泰久寺692
監 事 山 本 正 直 倉吉市北野642
監 事 栗 原 敏 彦 倉吉市鴨河内1637
平成20年8月1日就任 任期3年

鳥取県告示第572号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年9月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成20年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ノーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
吉田 尚代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町鶴田425-13
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害がある人に対して、自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現と地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年7月1日付鳥取県告示第481号）の内容
（告示の内容）
（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡田 作得	西伯郡南部町高姫字近藤 1071
赤井与三郎	西伯郡南部町田住字萱床 276

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成20年7月8日付鳥取県告示第488号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

口別所生産森林組合	西伯郡伯耆町清原字高平原 1038 の 25
〃	西伯郡伯耆町清原字高平原 1038 の 28
室長三郎	西伯郡伯耆町吉定字冠岩 198
頼田光正	西伯郡伯耆町吉定字冠岩 199

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成20年8月12日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成20年8月19日（火）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室

3 件名

市道内浜中央線道路改良事業（鳥取県米子市彦名町から富益町まで）